

契約の締結について

博物館衛生設備工事の契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第43号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求められますので、別紙のとおり提出します。

（令和7年2月7日提出 博物館総務課）

令和 7 年第 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 博物館衛生設備工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 衛生設備 1 式 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 1,395,820,228 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅三丁目21番 7 号
日本ファシリオ株式会社名古屋支店
執行役員支店長 友 田 義 弘 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 8 年 7 月17日 |

(理 由)

この案を提出したのは、博物館の衛生設備工事を施行する必要があるによる。